

高 第 1011 号の 8
令和 2 年 5 月 26 日

各高齢者福祉施設長
様
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

緊急事態宣言解除後における新型コロナウイルス感染防止対策
の再徹底等について（5月26日）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「緊急事態宣言」が全ての都道府県で解除され、これを受けて、本日（26日）、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を別添のとおり改定しました。

全ての各高齢者福祉施設・介護サービス事業所におかれましては、引き続き、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、利用者や職員の健康管理の徹底、「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避等、厚生労働省事務連絡等に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業を実施いただきますよう改めてお願いいたします。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、高齢者施設等において、面会は緊急の場合を除き一時中止すべき旨の記載が維持されています。引き続き、「緊急事態宣言解除後における新型コロナウイルス感染防止対策の再徹底等について」（令和2年5月21日高第1011号の7。以下「通知」という。）の2のとおり、入所施設等で面会を実施する場合は、面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避ける等の工夫をいただきますようお願いいたします。

なお、本対処方針の改定に伴い、上記通知の1等でお示ししていた通所・短期入所サービス利用者に係る可能な限りのサービス利用の自粛について、今後は継続しませんので、念のため申し添えます。

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系 ：2950、2951、2943 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--